

情産委 23-30  
平成 23 年 2 月 7 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

社団法人情報サービス産業協会  
企画委員会法務部会

### 「知的財産推進計画 2011」の策定に向けた意見

「知的財産権推進計画 2011」の策定にあたり、下記のとおり意見を提出いたします。よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

#### 記

戦略 2(「知的財産推進計画 2010」3 . (5)「43 著作権制度上の課題の総合的な検討」)について

(1) 全体として、IT 産業におけるイノベーションの活性化及び新たなビジネスの創出の促進につながるような制度整備を望みたい。

ユーザの利便性向上並びに IT 産業の発展に資する新たなサービスに対して、とりわけ著作物の利用・流通に関わる諸制度が萎縮効果を生じさせないよう、著作権については、例えば権利制限の一般規定(いわゆるフェアユース規定)の導入検討に関し、積極的な取組を行っていただきたい。

(2) 権利制限の一般規定の導入については、現在、文化審議会著作権分科会での検討作業が一段落したようであるが、権利制限の対象として想定されている行為が極めて限定的であるため、果たして一般規定としての役割を果たせるのか、懸念が払拭できない。

については、一般規定の導入が必要とされた議論の出発点に立ち戻り、知的財産の適切な保護を図りつつも、新たなビジネスへの挑戦を可能にするために実効性のある一般規定の整備導入を改めてお願いしたい。その上でいわゆるフェアユースとされるべき事例集の作成公表など、権利者と利用者にとって、権利制限の範囲に関して予測可能性を高めるための措置も併せて検討いただきたい。

戦略 2(「知的財産推進計画 2010」3.(4)「36 アクセスコントロール回避規制の強化」)について

アクセスコントロール回避規制については、ゲームその他のコンテンツ産業界でのニーズは理解できるものの、その他の産業界を含め広範囲に影響が及ぶ不正競争防止法の見直しにおいて、過剰な規制導入は、国内産業全体への足かせとなることが懸念される。

法改正にあたっては、産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会で検討された「技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について(案)」の範囲を超える規制強化とならないことを望みたい。

以上

連絡先：

法人・団体名 : 社団法人情報サービス産業協会  
(しゃだんほうじんじょうほうさーびすさんぎょうきょうかい)  
担当者所属 : 企画調査部  
担当者氏名 : 茂木智美  
住所 : (〒104-0028) 東京都中央区八重洲 2-8-1 日東紡ビル 9 階  
電話番号 : 03-6214-1122  
ファックス番号 : 03-6214-1123  
電子メール : webmaster@jisa.or.jp